

令和7年度愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査業務 企画提案募集要領

1 業務の目的

県内の廃棄物の排出・処理等の実態等について現状把握と将来予測を行うとともに、県内の資源循環の概要を示す物質フロー（データ、模式図）及び物質フロー指標（以下、「物質フロー等」という。）を調査・作成することにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づき、令和8年度中に改定を予定している「愛知県廃棄物処理計画」の基礎資料を得ることを目的とする。

2 業務名

令和7年度愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査業務

3 委託業務の内容

別添「委託業務仕様書」のとおりとする。

4 委託業務にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。ただし、業務内容の詳細については、委託者と協議し、承認を得た上で実施すること。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
なお、総括責任者は、廃棄物に関する調査、コンサルティング等の経験を有するものとする。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること（有識者への相談費用も含む）。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 報告書の作成にあたっては、図表等を使用し、第三者に対して容易に理解できるように努力するものとし、内容について県担当者の承諾を得ること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (9) 業務の進め方については、随時、県と協議するとともに、有識者とも相談して進めること。
- (10) この仕様書に定めのない事項や疑義を生じた事項については、必要に応じて県と協議して決めるものとする。

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出期限時点で「令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「3. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「07. 調査委託」のうち、取扱内容（小分類）「03. 環境調査」に登録されていること。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を提案書受付期間に受けていないこと。

6 契約条件

(1) 委託金額限度額

27,488,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。
(あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額を免除する。)

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日（木）までとする。

(4) 委託費の支払条件

業務終了後の精算払いとする。

7 説明会

希望者を対象に、下記のとおり説明会を開催する。なお、出席は応募の必須要件ではないが、出席しなかったことによる不利益があっても愛知県はその責任を負わない。

(1) 開催日

令和 7 年 5 月 13 日（火）午前 11 時から

(2) 実施場所

オンライン開催（Microsoft Teams を予定）

(3) 申込方法

参加希望者は、令和 7 年 5 月 12 日（月）正午までに電子メールにより申し込むこと。

E-mail : junkan@pref.aichi.lg.jp

※タイトルは「令和 7 年度愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査業務 説明会参加申込」とし、本文中に、①貴社名・所属、②参加者氏名、③連絡先（電話、メールアドレス）を記載すること。

(4) 説明会の中止

説明会は、中止する可能性がある。その場合、申込者に対し、令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 4 時までに電子メールにより連絡する。

8 応募手続等

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（別紙様式1のとおり） 1部
- イ 企画提案書（別紙様式2から5のとおり） 12部
社名や、社名が推測できるような記述はしないこと
- ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別添様式6） 1部
- エ 添付資料 各1部
会社パンフレット、決算報告書、定款等提出者の概要のわかるもの

(2) 提出方法

持参又は郵送（「配達証明」に限る。）もしくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

(3) 提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県環境局資源循環推進課 調整グループ
（愛知県庁西庁舎6階）
電話 052-954-6232（ダイヤルイン）

(5) 企画提案書類作成上の注意

- ア 用紙サイズは、A4縦（横書き、要ページ番号）とする。ただし、イメージ図等を記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1ヶ所とめる。
- ウ 企画提案は1事業者1案とする。
- エ 提出期限後の問い合わせや書類の追加・修正は、原則として応じない。

9 企画提案書の内容

(1) 実施体制、業務実績【様式2】

ア 実施体制

事業を受託した場合の業務実施体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、有識者のネットワーク等）及び業務に従事するスタッフの専門分野・業務経歴を記述すること。なお、仕様書4、5の各業務における、スタッフの従事体制がわかるように記述すること。

イ 関連業務の取組実績

過去3年間（令和4年度～令和6年度）に受託した同種・類似業務の取組実績を記述すること。なお、記載項目は、業務名、事業概要、成果内容、発注機関（受託事業の場合）、契約期間、事業規模（金額等）とすること。

(2) 事業計画【様式3】

事業の目的を達成するための事業全体に係る総合的な事業実施計画及び具体的なスケジュールを記述すること。

(3) 事業に関する企画提案等【様式4】

ア 廃棄物実態調査（仕様書 4（1）ア～オ参照）

アンケート調査の問い合わせに対応する手法や、アンケート調査対象事業所の負担を軽減するための書面での回答以外の手法を具体的に提案すること。

また、産業廃棄物の発生量の多い上位10業種合計30事業所を対象に実施する将来推計に資するヒアリング調査の項目について具体的に提案すること。

イ 物質フロー等の作成（仕様書 5(1)参照）

既存の統計資料等を活用し、令和元年度と令和6年度の本県における物質の投入、蓄積、消費、移出、廃棄等の現状、エネルギー消費の現状を、環境省が作成し、第5次循環型社会形成推進基本計画等に掲載している物質フロー等に準じて整理し、本県の物質フロー等を作成するために必要な情報の収集方法、算出方法を具体的に提案すること。

また、2か年度の物質フロー等を基に、本県の資源循環の概況を把握する内容等を具体的に提案すること。

ウ 物質フロー等の算出手順の作成（仕様書 5(2)参照）

物質フロー等について、容易に作成、数値比較ができるように、イの調査根拠となる個別データとその推計方法を明示することを基本として、算出手順の作成方法を具体的に提案すること。

また、添付資料として、データを入力すると物質フロー等作成に必要な数値が自動計算できる算出シートの作成方法を提案すること。

エ その他独自の追加提案

その他、本業務で実施する必要又は効果的と考えられる独自の提案があれば、具体的に提案すること。

(4) 概算費用【様式5】

事業の実施に係る概算費用（見積額）を内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

(5) 社会的価値の実現に資する取組【様式6】

社会的価値の実現に資する取組に関することを記述すること。合わせて添付書類を提出すること。

10 提案の審査・選定等

(1) 事前審査（書面）

企画提案書の提出が4案以上あった場合は、書面による事前審査を行い、提案数を3案に絞り込む。事前審査の結果については、6月2日（月）までに各提案者に個別に連絡する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには

応じない。

また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

なお、審査においては提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、県が採択提案1者を決定する。

(4) 通知

審査結果については、各提案者に対して文書で通知する。

(5) 契約

審査の結果、採択提案に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(6) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

ウ 事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

エ 提案者が当該公募に対して2以上の提案をしたとき。

オ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(7) 評価項目

評価項目等は以下のとおりとする。

| 評価項目 | 評価ポイント |
|-------------------|---|
| 1 実施体制、業務実績 | |
| ①実施体制、スタッフの業務経歴 | ・十分な人員体制が確保できているか。 ・担当者の専門性や経験は適正か。 ・必要な専門的知見を持つ有識者への相談体制の確保が期待できるか。 |
| ②関連業務の取組実績 | ・同種、類似事業の実績は十分か。 |
| 2 事業計画 | |
| ③事業実施計画、事業スケジュール等 | ・本業務の趣旨を理解し、確実に遂行できる計画になっているか。 ・スケジュールの配分は、無理がなく適切に設定されているか。 |
| 3 事業に関する提案等 | |
| ④廃棄物実態調査 | ・アンケート調査に関する問い合わせ対応や、書面での回答以外の手法が具体的かつ効果的な内容か。また、ヒアリング調査の項目については、将来推計に資する内容か。 |
| ⑤物質フロー等の作成 | ・国の物質フロー等を踏まえ、作成のための情報収集方法や算出方法は具体的かつ適切な内容か。 ・2か年度の物質フロー等を基に、本県の資源循環の概況を把握する内容等が具体的な提案か。 |

| | |
|-----------------|---|
| ⑥物質フロー等の算出手順の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・容易に物質フロー等を作成、数値比較できる内容か。 ・作成の根拠となる個別データと推計方法を適切に明示できる内容か。 ・物質フロー等の算出手順の作成が具体的かつ適切な内容か。 ・添付資料の算出シートの作成方法が適切な内容か。 |
| ⑦その他独自の追加提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務に資する効果的で具体的な提案となっているか。 |
| 4 社会的取組 | |
| ⑧環境に配慮した事業活動 | ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。 |
| | 自動車エコ事業所の認定を受けていること。 |
| | あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定を受けていること。 |
| | あいち生物多様性企業認証の認証を受けていること。 |
| ⑨障害者等への就業支援 | 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。) |
| | 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用していること。 |
| | 障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があること。 |
| ⑩男女共同参画社会の形成 | あいち女性の輝きカンパニーの認証を受けていること、もしくは女性の活躍促進宣言を提出していること。 |
| | えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること。 |
| ⑪仕事と生活の調和 | 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。 |
| | あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。 |
| | くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること。 |
| | 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること。 |
| ⑫その他 | あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。 |

11 募集要領に関する質問

本募集要領について質問がある場合は以下の方法によること。

(1) 受付期間

令和7年5月9日(金)から令和7年5月20日(火)午後5時まで

(2) 方法

電子メールにより行うこと。

E-mail : junkan@pref.aichi.lg.jp

※タイトルは「令和7年度愛知県廃棄物処理計画検討基礎調査業務に関する質問」とし、本文中に、①貴社名・所属、②質問内容、③連絡先(電話、メールアドレス)を記載すること。

(3) 回答の方法

愛知県ウェブサイトに掲載する。

12 契約締結までのスケジュール（予定）

| 実施項目 | | 実施日 |
|------|----------------|-------------------------------------|
| 1 | 公告（企画提案募集開始） | 令和7年5月9日（金） |
| 2 | 募集要領に関する質問の受付 | 令和7年5月9日（金）から 令和7年5月20日（火）午後5時まで |
| 3 | 説明会 | 令和7年5月13日（火）午前11時から |
| 4 | 企画提案提出締切 | 令和7年5月29日（木）午後5時まで |
| 5 | 選定委員会による企画提案審査 | 令和7年6月上旬 |
| 6 | 審査結果の通知 | 選定委員会での決定後、速やかに行う |
| 7 | 契約締結 | 令和7年6月上旬 |

13 その他

- （1）提出書類の作成及び提出、説明会の出席及び審査会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は、返却しない。
- （2）応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （3）この要領に定めるもののほか、本業務にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

14 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県環境局資源循環推進課 調整グループ
（愛知県庁西庁舎6階）
担 当 溝口、小田
電 話 052-954-6232（ダイヤルイン）
Eメール junkan@pref.aichi.lg.jp